

## 加古川市社会福祉法人に係る認可等事務処理要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人（以下「法人」という。）に係る認可等に関する事務の処理について、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）、社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号。以下「規則」という。）及び「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号）（以下「通知」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (事務の種類)

第2条 この要綱における認可等に関する事務は、次に掲げるものをいう。

- (1) 法第31条第1項に規定する法人の設立に関する認可事務
- (2) 法第45条の36第2項に規定する法人の定款変更に関する認可事務
- (3) 法第46条第1項第1号に規定する法人の解散に関する認可事務
- (4) 法第46条第1項第3号に規定する法人の解散に関する認定事務
- (5) 法第50条第3項に規定する法人の吸収合併に関する認可事務
- (6) 法第54条の6第2項に規定する法人の新設合併に関する認可事務
- (7) 通知別紙1社会福祉法人審査基準第5(2)に関する法人の基本財産の処分の承認事務
- (8) 通知別紙1社会福祉法人審査基準第5(1)及び(2)に関する法人の基本財産を担保に供することの承認事務

### (審査基準)

第3条 前条各号に掲げる事務の審査は、通知及び「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日障企第59号・社援企第35号・老計第52号・児企第33号）に基づいて行う。

### (認可審査等)

第4条 審査は、事前協議を経た申請書等について行う。

- 2 事前協議は、法人から協議に付された申請書類及び添付書類について、申請要件等が具備されるに至るまで行う。
- 3 第2条の1号、4号及び5号については、あらかじめ加古川市社会福祉法人審査委員会の審査を経るものとする。
- 4 事前協議は認可、認定及び承認予定日から起算し、休日及び補正に要する日を除いて20日前までに完了しなければならない。
- 5 兵庫県が所管する事業の認可、指定及び施設整備を伴う法人の設立に関する認可事務については、兵庫県の意見を聴取する。

### (補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年11月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。